

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 9 月 22 日付 4 河第 220 号で行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 4 年 9 月 8 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和〇年〇月〇日、長崎県知事大石けんご様と長崎県議会議長中島廣義様の 2 人に「佐世保市は慢性的な水不足ではない。川棚川から取水していない。早岐川の河川改修をしているので堰を作って、下の原ダムに取水し貯めれば、石木ダムは中止できる」を陳情したが、本人が読まれましたか、返事をいただきたい（以下「本件文書」という。）。）。。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 4 年 9 月 22 日付けで、「請求のあった文書については、保有しておらず、存在しないため。」として本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 4 年 9 月 26 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すことと、陳情書を受け取った旨の土木部長と河川課長が公印を押した文面を求める。更に、反省し、謝罪を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和○年○月○日、長崎県知事大石けんご様に、レターパック番号○○○○○の「石木ダム建設の事業認定の取り下げ」の陳情書を提出した。
- (2) 令和○年○月○日、長崎県議会議長坂本智徳様に、簡易書留番号○○○○○の「石木ダム建設の事業認定の取り下げ」の陳情書を提出した。
- (3) 令和○年○月○日、長崎県知事大石けんご様と長崎県議会議長坂本智徳様に、簡易書留番号○○○○○の「なぜ、佐世保市学校再編成推進事業をしなければならなくなったのかを、考慮すれば、石木ダム建設は、見直し、中止し、代替え案に改めること」の陳情書を提出した。
- (4) 令和○年○月○日、長崎県知事大石けんご様と長崎県議会議長中島廣義様に、簡易書留番号○○○○○の「佐世保市は、慢性的な水不足ではない。川棚川から取水していない。早岐川の河川改修をしているので、堰を作って、下ノ原ダムに取水し貯めれば、石木ダムは中止出来る」の陳情書を提出した。

以上の(1)から(4)の陳情書に対して、受け取ったか受け取っていないかの情報開示を請求したが、その返事が、「保有しておらず、存在しない」という回答だったので、長崎県知事大石けんご様、長崎県議会議長坂本智徳様及び長崎県議会議長中島廣義様に陳情書を送付したにもかかわらず、届いていない、という返事に感じた。

つまり、本人に届かず、橋恣の心を持った土木部長様、河川課長様、又、石木ダム建設推進関係者等が「もみ消した」と感じた。その理由は、郵便局で、簡易書留で、長崎県知事大石けんご様や県議会議長様に送付したからである。ダム班の職員の正直さや謙虚さがないと感じたから、それを正すために審査請求をする。

長崎県知事大石けんご様や県議会議長様、各本人が陳情書を受け取り、読まれた感想ぐらいの返事があって然りである。陳情書を読まれたら、その返事の証拠を明らかにすることが、県民との信頼関係と思う。県民の意見を聞き、県民の為に働くことが県職員ではないのか。今回の態度は無責任だと思う。

以上のことで、異議申し立ての審査請求をする。

(5) 反論書における主張

- ①令和○年○月○日、レターパック番号○○○○○

②令和○年○月○日、番号○○○○○

③令和○年○月○日、番号○○○○○

さらに、令和○年○月○日、番号○○○○○

上記の陳情書を長崎県知事様に送付した。このいずれも大石賢吾様の受取りの公印がなかった。また、長崎県議会議長様の受け取ったと証明できる公印がなかった。本当に本人が読んだという証拠を証明していただきたい。公印が無い場合は、ただの説明書で、信用も信頼も無い。故に、本人が自署するか、公印を押印した証明できる書類をお願いする。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張する原処分を妥当とする理由は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件文書は、長崎県知事、長崎県議会議長あてに提出した陳情書に対する返事であるが、保有しておらず、条例第11条第2項に該当し、不開示決定（公文書不存在）とした。

2 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、陳情書を送付したにも関わらず、返事がないことは、土木部長、河川課長、石木ダム建設推進関係者がもみ消したと感じ、ダム班の職員の正直さや謙虚さが無いと感じたため、本件処分を不服である旨主張する。

しかし、本件文書については作成していないため、保有しておらず、条例に基づく公文書の開示は、実施機関が現に保有している公文書を対象としたものであり（条例第5条）、実施機関に新たな公文書の作成を義務付けるものではないため、不開示決定としたものであり、審査請求人の主張は当たらないことから、本件処分を取り消すべきものとは認められない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めるとにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する

理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

(1) 条例第5条について

何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる旨定めている。

(2) 条例第11条第2項について

実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない旨定めている。

3 本件文書の保有の有無について

当審査会において、実施機関に改めて確認したところ、陳情書について、知事が読んだかわかる返事を作成しておらず、また、公文書開示請求については、新たに作成や加工を行うものではないため、作成、保有していないものについて不存在としたとのことであつた。公文書開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、部分開示による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はないと解されることからすると、本件文書が存在していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。

したがって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）とした本件処分は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和5年3月7日	・実施機関から諮問書を受理
令和5年4月18日	・審査会（審査）
令和5年5月19日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和5年6月19日	・審査会（審査）
令和5年6月23日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	
久 部 香 名 子	司法書士	
藤 野 美 保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長